



- I. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講じる際の個人情報保護法上の留意点
- II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年
4月8日号

I. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講じる際の個人情報保護法上の留意点

執筆者: 石川 智也

※ 本稿は、2020年4月6日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. 日本の個人情報保護法上の留意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として従業員や取引先担当者の健康状態を確認したり、社内外に知らせたりすることが、個人情報保護法に抵触しないかを検討する機会が増えている。個人情報保護委員会も、2020年4月2日に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」と題する文書(以下「個情委文書」という)をウェブサイトに公表している。

本稿では、個人情報を取得する場面、個人情報を利用する場面、個人情報を第三者に提供する場面とに分けて、実務的に良く聞かれる論点を解説する。以下では、個人情報保護法のことを、単に「法」という。

(1) 個人情報を取得する場面

個人情報を取得する場面の規制としては、まず、個人情報を適正な手段で取得する必要がある(法 17 条 1 項)。また、取得に際して、原則として、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を本人に通知し、又は公表する必要がある(法 18 条)。

例えば、来訪者に対して、入館受付の際に、新型コロナウイルス感染症の症状がないか、濃厚接触者との接触がなかったか、直近 2 週間に海外に渡航していないかを確認することは、現下の状況に鑑みれば、取得主体や利用目的について意図的に虚偽の情報を示すような場合でない限り、基本的には個人情報を適正な手段で取得していると考えられる。また、利用目的の通知・公表の規制との関係では、取得の際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としている旨を書面又は口頭で伝えるべきと考えられる(厳密には、取得の状況から見て利用が明らかであると認められる場合には利用目的の通知・公表が不要とされる

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

旨の例外規定(法 18 条 4 項 4 号)に依拠できるケースもあるが、利用目的を伝えることが望ましいといえる)。従業員については、既存の社内規程やプライバシーポリシーに記載されている利用目的の中に読み込むことができる場合もあるものと考えられる。

「要配慮個人情報」については規制が加重されており、原則として取得に際して本人の同意が必要である(法 17 条 2 項)。要配慮個人情報には、病歴、医師等による健康診断等の結果、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われた事実が含まれているため(法 2 条 3 項、施行令 2 条 2 号・3 号)、新型コロナウイルス感染症に罹患した事実や、陽性である旨の検査結果等は要配慮個人情報に該当し、原則として取得に際して本人の同意が必要であると考えられる。

この点については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)3-2-2 において、「書面又は口頭等により本人から直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される」とされているため、従業員等本人から新型コロナウイルス感染症に罹患した事実等の要配慮個人情報を取得した場合には、別途同意書等を取得するまでもなく、本人の同意があったものとして取り扱うことができる。また、従業員等から、従業員等の親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した等の要配慮個人情報を取得する場合には、法律上はその親族本人の同意が必要ということになるが、実務的には従業員等を通じて本人の同意を得ている旨を確認することによって同意を取得したとの整理が可能であることが多いと考えられる。

なお、仮に、本人の同意を取得したとの整理が困難である場合も、①人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法 17 条 2 項 2 号)、②公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法 17 条 2 項 3 号)の何れかの例外に依拠して、要配慮個人情報を取得する余地はあると考えられる。

(2) 個人情報を利用する場面

個人情報を利用する場面の規制としては、まず、取扱いに当たって利用目的をできる限り特定する必要がある(法 15 条 1 項)。また、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱う必要がある(法 16 条 1 項)。

この点、個人情報の取得に当たって明示した利用目的や、社内規程又はプライバシーポリシーに記載されている目的が、本人から見て目的が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であり、かつ、その利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱う場合であれば、上記規制への抵触は問題とならないが、そうでない場合には、個人情報の利用に際して、原則として本人の同意が必要である(法 16 条 1 項)。もっとも、①人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法 16 条 3 項 2 号)、②公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法 16 条 3 項 3 号)の何れかの例外に依拠できる場合には、その限度で利用することが可能であるところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の目的で個人情報を利用する場合については、これらの例外に依拠できる場面も少なからずあるのではないと思われる。

(3) 個人情報を第三者に提供する場合

個人情報保護法においては、(個人情報ではなく)個人データを第三者に提供する場合に原則として本人の同意を取得する必要がある(法 23 条 1 項)。個人情報保護法においては「個人情報」と「個人データ」は使い分けられており、第三者提供に関する規制が適用されるのは、個人情報データベース等を構成する個人情報を意味する「個人データ」だけである。もっとも、実務的には両者を現場で区別することは必ずしも容易でないため、個人情報を第三者に提供する場合については、広く第三者提供に関する規制に注意して対処するのが慎重といえる。

この点に関し、ある特定の人物が新型コロナウイルス感染症に罹患した等の個人データを社内で共有する場合には、「第三者」に提供する場合ではないため、第三者提供の規制が問題となる場面ではない(個人情報文書の別紙問 1 も同趣旨)。もっとも、前記(2)の利用目的規制との関係で、「利用目的の達成に必要な範囲」(利用目的の中で読み込めない場合には、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合」又は「公衆衛生の向上のために特に必要である場合」といえる限度でしか共有できないため、誰に共有するか、いかなる情報を共有するかについては、罹患者のプライバシーへの配慮と、感染の拡大防止のために必要かという観点から、慎重に判断することが求められる。

次に、社内に新型コロナウイルス感染症の罹患者が出た旨を取引先等に共有したり、一般に開示したりする場合には、それが具体的な個人を特定せずに罹患者が出た旨を伝えるものであれば、個人データの第三者提供の規制が問題となる場面ではない。その一方で、ある特定の人物が新型コロナウイルス感染症に罹患した等の個人データを取引先等の第三者に提供する場合

(氏名を伏せていても、所属部署や年齢等により特定の人物を識別できる場合もこれに含まれると考えられる)には、原則として本人の同意を得る必要があるため(法 23 条 1 項本文)、まずは本人の同意を得るのが慎重といえる。もっとも、本人の同意が得られない場合についても、①人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法 23 条 1 項 2 号)、②公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法 23 条 1 項 3 号)の何れかの例外に依拠できる場合には、その限度で個人データを第三者に提供することが可能であるところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の目的で個人データを提供する場合については、これらの例外に依拠できる場面も少なからずあるのではないかとと思われる(個人情報文書の別紙問 2 も同趣旨)。

以上を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として行う施策については、それが過剰なものでない限り個人情報保護法への抵触が問題となるケースがそれほど多くあるわけではないものの、情報がセンシティブなものであることを踏まえて慎重に対応・検討することが望まれる。また、法令が求める内容は以上のとおりであるが、コンプライアンスの観点からは、社内規程やプライバシーポリシーに抵触する取扱いとならないように取り組む必要がある。

(4) 国の機関等からの情報提供の要請

そのほか、国の機関等から情報提供の要請があった場合、当該要請が当該機関等が所掌する法令の事務の実施のために行われるものであり、事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事業者は、自らの判断により、本人の同意なくして、個人データを目的外に利用し、又は当該機関等に提供することができる(法 16 条 3 項 4 号、23 条 1 項 4 号、個人情報文書)。

2. 情報の管理

新型コロナウイルス感染症への対応として在宅勤務への移行が進んでいることに伴い、①社内の情報を持ち出すことや、②アプリや外部クラウドでのサービスなど様々なツールを利用することが増えてきている。

①については、今一度如何なる範囲で社内の情報を持ち出しても差し支えないかのルールの周知を徹底するとともに、情報への不適切なアクセスをモニターする態勢の整備が、今まで以上に求められる。特に、新たに在宅勤務のための端末を提供する場合や、従業員が所有する端末を業務に利用することを認める場合には、情報への不適切なアクセスができない仕組みであり、かつ、仮に不適切なアクセスがなされたとしても遠隔で察知できるかといったセキュリティの水準について今一度確認することが求められる。

②については、個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の必要かつ適切な監督義務(法 22 条)を果たす観点から、委託先の安全管理措置が委託元に求められるものと同等であることを確認するとともに、所定の内容を備えた委託契約を締結することが必要である。また、個人データの取扱いを委託するのではない場合についても、企業の秘密情報が第三者に漏えい・開示したりすることがないように、情報セキュリティの観点から利用して差し支えないツールなのか、十分な確認・検討を行った上で導入を進めることが必要といえる。さらに、導入後も、脆弱性に関する情報を引き続き注視すべきであると考えられる。

前記 1.の問題点の方が注目されがちであるが、実務的には本 2.の問題点の方が企業に与える影響は重大であり、対応は必須であるといえる。

3. 各国の個人情報保護法制への対応

日本企業が、各国拠点における新型コロナウイルス感染症への対応状況を把握するに際して、新型コロナウイルス感染症への罹患状況を含め、海外の子会社や支店の従業員等の個人情報を取得するケースが少なくない。しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応に関連して海外の子会社や支店の従業員等の個人情報を取得する際には、①海外の子会社や支店における従業員等の個人情報の収集やその後の移転が適法か、さらに、②海外の子会社や支店から日本の親会社や本社への個人情報の移転がその国の個人情報の国外移転規制に抵触しないかが問題となる。何れの問題についても、海外の子会社や支店においてその国の個人情報保護法制と国外移転規制を遵守するためのコンプライアンス・プログラムの整備がなされているかが試されている。また、整備がなされていない場合には、各国の当局による摘発リスクを可能な限り低減する観点からいかなる措置を講じることができるか、実務的な工夫を要する。

特に、一般データ保護規則(GDPR)が適用される欧州では、②の国外移転規制への対応については、充分性認定又は標準契

約条項(SCC)の締結により対応済みである日本企業がほとんどであるが、①の個人情報の収集や取扱いの適法性については、日本の感覚で従業員の健康状態に関する情報を取り扱っていると不適切な対応となってしまう場合もあり、注意が必要である。各国のデータ保護当局も、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う従業員の個人情報の取扱いについて懸念を有しており、ガイダンスを公表して注意喚起を促している。この点についての詳細な解説は、当事務所[ヨーロッパニュースレター2020年4月7日号](#)を参照されたい。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n.ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPRを初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。

Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

1. 日本

2020年3月10日、個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されたことを公表した。当該法律案は、個人情報の漏えい等が生じた場合の報告・通知義務、個人情報等の外国における取扱いに対する個人情報保護法の適用範囲の拡大、仮名加工情報の概念の創設等を含んでいる。当該法律案の概要については、当事務所 [個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020年3月24日号](#) を参照されたい。

2. 米国

(1) ニューヨーク州

当事務所 [個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2019年8月26日号](#) でも紹介した、ニューヨーク州の The Stop Hacks and Improve Electronic Data Security Act (いわゆる SHIELD Act) (2019年7月成立) のデータ保護に関する規定が2020年3月21日に発効した。SHIELD Act においては、ニューヨーク州でビジネスを営んでいるか否かにかかわらず、ニューヨーク州の居住者 (residents) の私的情報を含む電子化されたデータを取扱う事業者において、私的情報の安全性 (security)、機密性 (confidentiality) 及び完全性 (integrity) を保護するための合理的なセーフガード措置 (管理上の措置、技術的措置、物理的措置) を講じることが求められている。なお、SHIELD Act によるデータ侵害通知法の改正については2019年10月に発効済みである。

(2) ワシントン州

米国では、CCPA の影響を受けていくつかの州でデータ保護・プライバシー保護に関する法案が議論されている。このうちワシントン州で議論されていた法案は2020年3月に不成立となったが、同州では同月に、州及び地方政府による顔認証技術の利用に対する安全措置 (利用する旨及び目的の通知義務等) を定める [法律](#) と州政府その他の行政機関に適用されるワシントン州行政機関データ侵害通知法 (Washington State's Agency Breach Notification Law) の [改正法](#) (対象データを追加する改正) が成立した。

3. 欧州

- 2020年3月4日、欧州司法裁判所 (European Court of Justice) の法務官 (Advocate General) は、通信プロバイダが消費者との契約時に ID カードの複写と保存を行う目的で消費者から取得する同意について [意見](#) を述べた (Case C-61/19, Orange România SA v ANSPDCP)。具体的には、① ID カードの複写と保存を拒否するためには契約のひな形に手書きでその旨を記載しなければならない、同意に向けた積極的な行為がなくても同意したことになる点で、同意の任意性 (freely given) の要件を欠くとした¹。また、② ID カードの複写と保存を拒否したとしても契約締結が不可能になるわけではないという同意拒絶時の結果がデータ主体に知らされていなかった点で、インフォームドコンセント (specific and informed consent) の要件も欠くと述べた。今後、判決が下され、同意の解釈と具体的なあてはめについて欧州司法裁判所の考え方が示されることが期待される。
- 2020年4月1日、英国最高裁判所は、従業員の給与データを外部の監査人に移転する業務を行っていた従業員が、公開サイトに給与データをアップロードしたという2018年データ保護法 (Data Protection Act 1998。以下「DPA」という) に違反する

¹ チェック済みのチェックボックスを用いた同意の取得は無効である旨を明言した、[Planet49 事件](#) (Case C-673/17, Bundesverband der Verbraucherzentralen und Verbraucherverbände – Verbraucherzentrale Bundesverband eV v Planet49 GmbH, ECLI:EU:C:2019:801) と平行に捉えている。Planet49 事件については、当事務所 [個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2019年10月21日号](#) も参照。

行為について Morrison 社に使用者責任(vicarious liability)が認められるかが争点となった事件²において、「密接な関連性(close connection)テスト³」(従業員の不法行為が従業員が権限を与えられていた行為と密接に関連するか)の観点から、上記従業員の不法行為は、雇用関係の中で通常行われるべきであった業務と密接に関連するとはいえないとして、使用者責任を認めた高裁判決を破棄し、Morrison 社に使用者責任は認められないと判示した。また、従業員による DPA 違反が使用者責任の対象から除外されるかという争点についても、除外されない旨を判示した。

4. 中国

- 2020年3月6日、「情報安全技術 個人情報安全規範」が公布されており、2020年10月1日から施行される。この規範は、個人情報セキュリティ分野において最も基本的で最も重要な国家基準として、個人情報の収集、保存、使用について定めており、個人情報の主体に対して、個人情報の確認・修正・削除・授権撤回、ID 抹消、個人情報コピーの取得等の権利を認めている。2019年の意見募集稿と比べ、主に、①生体認証情報の収集、保存、共有と譲渡に関する要求の追加・強化、②暗号技術の使用の際、暗号管理関連国家基準の遵守の強調、③第三者アクセスの管理関連要求の緩和等の修正がなされている。
- 中国全国情報安全標準化技術委員会は、アプリにおける個人情報保護のレベルを持続的に向上させるために、「ネットセキュリティ基準実践ガイドライン—モバイルインターネットソフトウェア(アプリ)個人情報セキュリティ予防手引き」(意見募集稿)を公表しており、2020年3月30日から2020年4月13日まで意見募集が行われている。

5. フィリピン

The National Privacy Commission(NPC)は、管理者及び処理者による Data Protection Officer 等に関する情報の登録の有効期限を、2020年3月8日から8月31日まで延長した。この有効期限の延長は、NPCが7月1日より運用を開始する新しい登録システムの導入に伴うものであり、管理者及び処理者は、登録の更新を希望する場合、新システムの運用開始以降、同システムによって登録の更新を行う必要がある。また、当該登録をまだ完了させていない管理者及び処理者は、責任を負うことを避けるために登録を早急に完了させる必要がある旨も告知されている。

² WM Morrison Supermarkets plc v Various Claimants [2020] UKSC 12.

³ Dubai Aluminum Co Ltd v Salaam [2003] 2 AC 366 で示されたテストである。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a_matsumoto@jurists.co.jp

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士

to_murata@jurists.co.jp

2010年弁護士登録、2018年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019年からベトナム外国弁護士に登録してホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020